添付資料

総合特別事業計画の変更の概要

１．今回の変更の考え方

○ 平成 25 年 2 月の総合特別事業計画の変更の認定（以下、「前回変更認定」という。）以降、原子力損害賠償においては、避難指示区域の見直しが進展し、宅地・建物・家財の賠償が始まるなど状況が変化。

○ 一方、「福島復興」という目標の達成に向けて、政府と密接に協力・連携し、復興への取り組み全般で相乗効果を発揮していくことが必要。

○ 今回の変更は、こうした状況変化等を踏まえ、今後の損害賠償に万全を期すとともに、賠償を復興につなげるための基盤づくりを進めるため、「要賠償額の見通し」及び「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」等に係る内容を変更するもの。

○ なお、今回変更しないその他の内容については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更について検討。

２．主な変更内容

（１）要賠償額の見通し

○ 前回変更認定時から、避難指示区域見直しの進展や中間指針第三次追補を踏まえた農林漁業等における賠償対象の拡大などに加え、要介護状態にある方々等に対する精神的損害の増額を決定したこと等に伴い、要賠償額の見通しが 6,662 億 5,500 万円増加した旨を記載。

（２）損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

○ 「福島復興」という目標の達成に向けて、政府と密接に協力・連携し、復興への取り組み全般で相乗効果を発揮していくために、従来の「親身・親切な賠償」を徹底・加速することにとどまらず、賠償を復興につなげるための基盤づくりに向けて国と協働して復興推進に取り組むことを記載。

○ 「５つのお約束」の各項目について、これまでの取り組みは概ね順調に進捗している。一方、新たに発生した課題に関し、以下のとおり更なる対応の強化を図っていく旨を記載。

ⅰ）迅速な賠償のお支払い

賠償実施に関する事実認定等の権限を現地拠点等に大幅に委譲し、被害者の方々から伺った個別の御事情を現場の判断により賠償に反映することにより、対応を迅速化（継続実施）。

ⅱ）きめ細やかな賠償のお支払い

個人事業主さまが所有されている、帳簿に記載のない償却資産（トラクター、業務用機器類等）の賠償について、証憑類の簡易化や当社による市場価格調査の実施などにより、御請求の負担を軽減。仮払補償金受領済で本賠償が未請求の方々や包括請求が未請求の方々に対して、ダイレクトメールの送付や電話、戸別訪問により御請求を呼びかけ。また、事故発生当初からのご請求可能な損害項目について、一通で御請求いただける請求書を導入。なお、消滅時効に関する柔軟かつ適切な対応の具体化として、協議期間の扱いなどを記載。

ⅲ）和解仲介案の尊重

ADR 手続きにおいて、一部和解や仮払和解の推進に加え、早期一部払いを導入。紛争解決センターの総括基準を参考に、要介護状態にある方々等に対する精神的損害を増額。

ⅳ）親切な書類手続き

償却資産、宅地・建物・借地権の損害賠償について御請求が容易になるよう「ご請求簡単ガイド」を作成。それぞれの被害者の方々が御請求可能な項目のみを組み合わせて掲載した請求書等の新しい請求書を導入。

ⅴ）誠実な御要望への対応

被害者の方々の声を踏まえて、就労不能損害の「特別の努力」の遡及適用等、賠償基準や基準運用の見直しを実施。いまだ受付を開始していない一部の財物賠償を迅速に実施。

○ 賠償を復興につなげるための基盤づくりを進めるために、地元自治体や被害者の方々のニーズを踏まえ、政府と緊密な連携を図りつつ、賠償の取り組みとあわせて実施する３つの復興推進策について記載。

以　上